

東大阪市建設工事業者指名選定要綱

東大阪市建設工事業者指名選定要綱の一部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する工事について、適正な施工を確保するとともに、市内業者の育成と、受注機会の公正を期し、東大阪市財務規則（昭和 42 年東大阪市規則第 31 号。以下「規則」という。）第 105 条に規定する入札者の指名について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- 一 有資格者 規則第 88 条第 2 項規定の「名簿」に登載された者
- 二 市内業者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「業法」という。）第 3 条規定の許可（以下「業法の許可」という。）を受けた主たる営業所（同法同条の「本店」をいう。）を本市に有する有資格者
- 三 準市内業者 業法の許可を受けた従たる営業所（業法第 3 条の「支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの」をいう。）を本市に有する有資格者
- 四 市外業者 前各 2 号に掲げる者以外の有資格者
- 五 発注工事 本市が発注しようとする当該工事
- 六 既発注工事 本市が既に発注した工事
- 七 工事ランク 東大阪市建設工事契約審査委員会に係る事務取扱第 2 条第 1 項第 1 号に規定される「発注基準」における、発注工事の予定価格に対応するランク

(選定の基準)

第 3 条 入札参加者を指名しようとするときは、指名が特定の有資格者に偏することのないよう当該年度における指名及び受注の状況を勘案するとともに、次の各号に掲げる事項に留意し、第 4 条以下の規定により有資格者の中から選定しなければならない。

- 一 不誠実な行為の有無
- 二 経営状況
- 三 既発注工事における工事成績
- 四 発注工事に対する地理的条件
- 五 手持ち工事の状況
- 六 発注工事施工についての技術的適性
- 七 安全管理の状況
- 八 労働福祉の状況

(指名の方法)

第4条 入札参加者を指名しようとするときは、有資格者のうちから指名する。指名については、工事ランクに応じた経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点）（市内業者においては発注者別評価点を加算した点数）を満たす者に限る。

2 前項の規定により指名する場合、次の各号の一に該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

- 一 発注工事の施工場所付近に営業所を有し、当該地域における工事施工に精通する者
- 二 既発注工事の工事成績が優良で、過去2年間の平均が80点以上である者
- 三 発注工事と同一業種でかつ関連する既発注工事を直近3年間のうちに施工し竣工した者

(指名の制限)

第5条 発注工事の指名に際し、次の各号の一に該当する者の指名については、これを制限することができる。

- 一 発注工事の施工範囲の端から直線最短距離100メートル以内に、既発注工事の施工範囲の端が存する当該既発注工事を施工中である者。但し、敷地が分離されている建築物の工事に在っては、この限りでない
- 二 発注工事と既発注工事の施工範囲が同一敷地内である場合の当該既発注工事を施工中である者
- 三 手持ち工事等の進捗状況からみて発注工事を施工する能力がないと思慮される者
- 四 発注工事に対し適正な技術者の配置ができないと思慮される者

(指名の除外)

第6条 次の各号の一に該当する者については、これを指名することができない。

- 一 東大阪市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間中である者
- 二 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外期間中である者又は、警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり当該状態が継続している者
- 三 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わない等、請負契約の履行が不誠実な者
- 四 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、その下請契約関係が不適切であることが明確な者
- 五 経営状態が極めて不安定であると認められる者
- 六 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
- 七 同一の発注工事において事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員である者
- 八 前各号の他、第3条各号に掲げる事項を精査した結果、指名することが不適切であると認められる者

(指名の取消し)

第7条 発注工事に現に指名している有資格者がその入札までの間に、第5条第1項第一号から第四号の一に該当することとなった場合、当該指名を取り消すことができる。

2 発注工事に現に指名している有資格者がその入札までの間に、前条各号の一に該当することとなった場合、当該指名は取り消すものとする。

(資本関係・人的関係のある有資格者間の指名調整)

第8条 有資格者の間に次の各号のいずれかの資本関係があるとき、当該資本関係にある有資格者同士を同一の発注工事に指名しないものとする。

一 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係

二 親会社を同じくする子会社同士の関係

2 有資格者の間に次の各号のいずれかの人的関係があるとき、当該人的関係にある有資格者同士を同一の発注工事に指名しないものとする。

一 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている

二 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている

3 発注工事に現に指名している有資格者の間に前二項に規定する資本関係又は人的関係の存することが、その入札までの間に判明した場合、当該関係にある者のうち1者を残し、その他の者の指名は取り消すものとする。このとき、契約課長は各当事者より意見を聴取することができる。

(指名業者数)

第9条 指名業者数については発注工事の予定金額に応じ、概ね別表第1に示すとおりとする。但し、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

一 高度な技術又は特殊な技術を要する工事であるとき

二 施工上相当困難を伴う工事であるとき

三 前各号の他、特別の事情があるとき

(市内業者の優先)

第10条 発注工事の指名にあたっては前各条の定めによるとともに、市内業者育成の観点から市内業者を優先指名する。

2 準市内業者の指名は、発注工事に指名できる市内業者が前条別表第1に示す数に満たないとき行うことができる。

3 市外業者の指名は、発注工事に指名できる市内業者及び準市内業者が前条別表第1に示す数に満たないとき行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項又は、この要綱の定めにより難しい場合は必要の都度、建設工事契約審査委員会の審議を経て定める。

附 則

この要綱は、昭和44年5月1日より適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年12月15日より適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年5月6日より適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月28日より適用する。

附 則

この要綱は、平成6年5月23日より適用する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日より適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日より適用する。
- 2 この要綱の適用前の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日より適用する。
- 2 この要綱の適用前の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日より適用する。
- 2 この要綱の適用前の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より適用する。

別表第1

発注予定金額	指名業者数
10億円以上	16者
3億円以上 10億円未満	12者
1億円以上 3億円未満	9者
5千万円以上 1億円未満	7者
1千万円以上 5千万円未満	6者
1千万円未満	5者